

令和3年度

決算審査意見書

茨城県南水道企業団監査委員

県南水監発第6号

令和4年6月10日

茨城県南水道企業団

企業長 藤井 信吾 様

茨城県南水道企業団

監査委員 石橋 大輔

監査委員 若泉 昌寿

令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の審査意見について

茨城県南水道企業団監査基準に基づき、審査に付された令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の審査結果について、次のとおりその意見を提出します。

令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算審査意見

1. 監査等の種類

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく決算審査

2. 審査の対象

- (1) 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算
- (2) 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算に関する報告書、財務諸表及びその他決算附属書類

3. 審査の着眼点

当企業団の水道事業の運営が、地方公営企業法第30条の趣旨に従っており、決算その他報告書類が法令に適合し、かつ正確であることを主眼として審査を実施した。

4. 審査の実施内容

この決算審査に当たっては、企業長から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、事務所長以下関係職員の出席のもと、決算の概要について説明を受けるとともに、確認、質問、会計帳簿・証拠書類との照合等の手法により、効果的かつ効率的に通常実施すべき審査を実施した。

5. 審査の概要

- (1) 審査日 令和4年6月1日(水)
- (2) 実施場所 茨城県南水道企業団事務所北棟3階大会議室

6. 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認める。

(1) 総括事項

当企業団の収支状況は、総収益が 5,641,122,386 円に対し、総費用は 5,343,115,164 円であり、298,007,222 円の純利益が生じているが、前年度と比較すると 98,434,001 円の減益となっている。さらに、現金を伴わない利益である長期前受金戻入 405,147,670 円控除後の数値においては 107,140,448 円の純損失となる。

収入については、新型コロナウイルス感染症のまん延が収まらない中ではあるが、日常生活や社会経済活動等の規制が緩和されたことにより、団体用料金が 12,833,900 円の増、営業用料金が 5,173,370 円の増となる一方、家事用料金は 55,868,400 円の減となるなど、給水収益全体としては 36,051,260 円の減となっている。給水収益以外においては、補助金等で取得した固定資産の除却が少なかったことに起因して、長期前受金戻入が 40,710,781 円の減となるなど、総収益としては、73,850,244 円の減となっている。

支出については、令和 2 年度に若柴配水場更新工事が竣工したことで、減価償却費が 203,859,057 円の増となり、その影響もあって維持修繕に係る事業を先送りせざるを得ず、その結果、修繕費が 134,635,874 円の減となった。また、その他の費用については、多くの配水管布設替工事が翌年度へ繰越しになったこと等により固定資産除却費が 53,993,635 円の減、年間総給水量の減少に伴って受水費が 16,046,613 円の減となる一方、各配水場の耐震診断業務等により委託料が 14,513,983 円の増となるなど、総費用としては、24,583,757 円の増となっている。

財務状況については、主要な財務指標をみると、短期的な債務に対する支払い能力を表す流動比率は 496.0%（前年度 445.7%）と引き続き増加しており、前金払した配水管布設替工事の繰越による影響もあるが、類似団体の平均を大きく上回り、支払い能力に問題はないと判断できる。一方、収益性を示す指標については、営業収支比率が引き続き 100%を下回るなど悪化している状況ではあるが、令和 4 年度に水道料金改定を実施することによる給水収益の増加が見込まれるため、改善が期待される。

経営指標については、老朽化の状況に関する指標をみると、配水管布設替工事

の繰越の影響により、更新した管路延長の割合を示す管路更新率が 0.43 ポイント減の 0.60%となっている。また、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は 1.01 ポイント増の 23.33%となり、更新を上回る速度で老朽化が進行している。

供給単価と給水原価の状況については、供給単価は 204 円 83 銭（前年度 204 円 16 銭）と 67 銭の微増、給水原価は 208 円 26 銭（前年度 203 円 33 銭）と 4 円 93 銭の大幅増となったことにより、料金回収率は 98.35%と 100%を下回り、給水原価が水道料金収入で賄われていない状態が生じている。給水原価の大幅増の要因としては、経常費用の増加及び有収水量が減少したことが挙げられる。令和 4 年度においては、水道料金改定による給水収益の増加により、供給単価が改善され、給水原価が供給単価を上回る逆ざや現象は改善される見込みとなっている。

(2) 審査意見

- ア 供給単価と給水原価については、水道供給に必要な経費を料金収入で賄えていない状況となっており、会計制度改正後の算定式ではじめて原価割れの状態が生じている。令和4年度においては、水道料金改定による料金回収率の改善が見込まれるが、安心・安全な水を安定して利用者へ供給するためにも、引き続き適正な事業運営に努められたい。
- イ 水道事業の効率性を示す有収率については、92.40%と前年より0.29ポイント上昇しており、他の事業体と比較しても非常に良好な水準となっている。今後も現状の水準を維持できるよう、引き続き、漏水対策及び水質管理体制の強化に努められたい。
- ウ 平成29年度から継続的に多額の起債をおこなっていることから、企業債残高は6,863,200,367円と年々増加している。施設更新に係る財源が不足している現状においては、不足する財源を補うために企業債を活用していくことが必要だが、このような状況が続いていけば、企業債償還元金及び支払利息の支出が今後の財政収支に大きな影響を及ぼしていくことが予想される。したがって、企業債については、将来世代に必要以上の負担を強いることのないよう、計画的な活用を図られたい。
- エ 給水区域内人口は既に減少傾向を示しており、今後は更なる人口減少を要因とした水需要の減少が見込まれていることから、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増している。このような厳しい事業環境の中ではあるが、施設更新の遅れは喫緊の課題であるため、計画的に取り組んでいくことで老朽化した施設の更新及び耐震化を推進し、かつ、経費削減に努めるよう必要な施策を講じられたい。
- オ 入札契約の落札率に関しては、予定額に対する落札率はその平均で93.3%であった。今後においても入札・契約手続のより一層の透明性・客観性及び競争性を確保するべく、引き続き適正な契約事務の運営に努められたい。